

令和8年度土岐市奨学金支給申請要項

追加募集

土岐市教育委員会

土岐市では、下記の奨学金の支給を実施しています。支給申請をされる方は要項をよくお読みいただき、下記の書類をそろえて期間内に提出してください。（奨学金は支給です。返還の義務はありません）

1. 資格要件・提出資料

- ・本人または本人の保護者が1年以上市内に住所を有していること。
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、次に掲げる学校に在学する者。
 - ア 高等学校又は特別支援学校の高等部（専攻科及び別科を除く。）
 - イ 高等専門学校
 - ウ 大学（専攻科及び別科を除く。）
 - エ 大学院

	「生活」応援奨学金	「夢」実現奨学金
資格要件	学業、スポーツ又は文化活動に励む生徒又は学生のうち、経済的理由により修学が困難な者	・学術文化活動やスポーツにおいて <u>全国・東海レベル等</u> で活躍した者 ・又は大学院において成績優秀である者
家計基準	本人及び保護者の収入合計が450万（自営業等は所得320万円）程度以下	本人および保護者の収入合計が700万（自営業は所得520万円）程度以下
提出資料	チェック欄 ☐ (1) 土岐市奨学金支給申請書（様式第1号） ☐ (2) 自己推薦書（様式第2号） ☐ (3) 令和7年度の成績証明書※注1 及び関係証明書等※注2 ☐ (4) 令和8年度（新学年）の在学証明書※注3	チェック欄 ☐ (1) } 左に同じ ☐ (2) } ☐ (3) } ☐ (4) } ☐ (5) 作文（原稿用紙2枚）
該当者のみ	1月1日に土岐市に住民登録がない方又は土岐市以外の市町村で課税されている方のみ ☐ 令和8年度の所得証明書（19歳以上（平成19年4月1日生まれ以前）の本人及び父母）※注4	

※「生活」応援奨学金、または、「夢」実現奨学金の内容により、奨学金支給審査の基準が異なります。あらかじめご了承ください。

- ※注1 成績証明書は、前年度在籍した学校で交付してもらってください。（通知表のコピーは不可です。）4月に高校1年生となった場合は、卒業した中学校で交付してもらってください。浪人などの理由により昨年度在学していない場合は最終学歴の証明書をお願いいたします。
- ※注2 関係証明書等とは、スポーツ・文化活動の成績が証明できるものの原本または写し。申請の内容により、追加で資料の提出を求めることがあります。
例）表彰状のコピー、学校長の証明書、作文 など
- ※注3 合格通知書等は受け付けません。新学年の在学証明書を提出してください。（コピー不可）学校へ請求後、取得までに日数がかかる場合があります。お早めに学校へお問い合わせください。
- ※注4 【土岐市以外で課税されている方】課税市町村にて交付されます。（源泉徴収票は受け付けません）父母以外が保護者の場合は該当する方の証明書を交付してもらってください。（収入のある方のみ）一世帯で2人以上申請される場合は、1人は原本、その他はコピーを提出することも可能です。

2. 申請期間（追加募集）

申請期間 令和8年11月2日（月） ～ 令和8年11月13日（金）
※受付時間 午前9時00分 ～ 午後4時30分 ★市役所の開庁時間変わりました。

3. 支給額および時期

学校種別		支給額	支給の時期 ・方法	支給期間
高等学校又は特別支援学校の高等部		年額 96,000円	3月に指定された金融機関へ振り込み	1年を超えない期間 (引き続き支給を希望する場合は1年ごとに申請が必要)
高等専門学校	1・2・3学年			
	4・5学年	年額 120,000円		
大学（短期大学）及び大学院				

4. 支給者の選考及び決定

「土岐市奨学金支給審査会」により、選考・決定後、申請者全員に郵送にて結果の通知をいたします。

なお、受給決定後、支給規定にあてはまらないことが判明した場合は、再審査の結果、返還・不支給となる場合がございますのでご了承ください。

支給が決定した方には、決定通知書および誓約書等の書類を送付しますので、通知に記載された期日までにご提出ください。

5. 届出義務

支給期間中において下記のいずれかに該当するときは、教育委員会へ奨学生異動届(様式第7号)が必要です。

- (1) 休学・留学・復学・転学・退学をしたとき。
- (2) 本人及び保護者の氏名、住所に異動があったとき。
- (3) その他重要な事項に変更があったとき。

6. 奨学金の休止・中止・返還

下記の事由により、奨学金の休止・中止・返還が発生する場合がございます。

- (1) 休止
 - ・奨学生が休学したとき。
- (2) 中止
 - ・資格要件を欠くに至ったとき。
- (3) 返還
 - ・不正な行為により支給を受けたとき。
 - ・所得調査により資格要件を欠くとき。



提出および問い合わせ先

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101

土岐市教育委員会 学校教育課 TEL 54-1111 (内線368)

※ 書類の郵送不可です。必ず窓口へ持参してください。